

令和元年度第1回陸前高田市都市計画審議会議事録

- 1 **日時** 令和元年7月16日(火)
午後2時30分 開議
午後3時45分 散会
- 2 **場所** 陸前高田市役所4号棟3階第6会議室
- 3 **議事**
議案第1号 都市計画公園の変更について

4 出席委員(12人)

会長 畠山明夫	委員 鵜浦昌也	委員 乙部智明
委員 菅野秀一郎	委員 木村昌之	委員 菅野稔
委員 西條一恵	委員 佐々木一義	委員 佐々木善仁
委員 長谷川節子	委員 村上克夫	委員 村上雅広

5 説明のために出席した者

建設部長兼都市計画課長 戸羽良一
都市計画課長補佐兼計画係長 永山悟

6 職務のために出席した職員

建設部都市計画課
課長補佐 山口透 主任 佐藤恵子 主事 志田一朗
主事 長崎翔太

7 審議会の概要

午後2時30分 開議

(1) 開会

○事務局(戸羽部長)

お疲れ様でございます。定刻となりましたが、菅野秀一郎委員でございますが、少し遅れるとの連絡をいただいております。他の委員の皆さまは全員お揃いですので開会したいと思います。それでは、ただいまより令和元年度第1回陸前高田市都市計画審議会を開会させていただきます。

私は、建設部長兼都市計画課長の戸羽でございます。議事に入るまでの間、進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

はじめに、資料の確認をお願いいたします。事前配布しておりました資料でございます。

まず「次第」、裏面に「陸前高田市都市計画審議会委員名簿」、「配席図」、資料1として「陸前高田都市計画公園の変更について」、参考資料1として「陸前高田都市計画公園の変更に関する説明会資料」、これは住民説明会で使用した資料でございます。参考資料2として「陸前高田市都市計画審議会条例」となっております。以上の資料について、お手元でございますでしょうか。

それでは、開会に当たりまして、岡本副市長からご挨拶を申し上げます。

(2) 挨拶

○岡本副市長

副市長の岡本でございます。本日は、お忙しいところご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

前回の都市計画審議会では、景観条例の制定にむけて景観計画の改正及び屋外広告物条例の制定について説明をさせていただきます、ご審議をいただいたところでございます。皆様にご承認いただきました案件につきましては、第1回市議会において、条例改正の議決をいただき、この7月1日から施行しているところであります。

今回ご審議いただく内容につきましては、高田松原地区の復興祈念公園の都市計画公園の変更ですけれども、この秋には、「高田松原津波復興祈念公園」の中心となる「国営追悼記念施設」、「東日本大震災津波伝承館」、「道の駅高田松原」がオープンする予定となっております。これにあわせて周辺状況を踏まえ都市計画の変更を行い、都市計画公園に「高田松原公園」を追加しようとするものです。

皆様には、忌憚のないご議論をお願い申し上げます、ご挨拶とさせていただきます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

○事務局（戸羽部長）

本日の出席委員でございますが、お手元に配布しております委員名簿をもちまして、ご紹介に代えさせていただきます。

市側の出席者を紹介いたします。副市長の岡本でございます。都市計画課ですが、課長補佐の山口でございます。課長補佐兼計画係長の永山でございます。そのほか、事務のため都市計画課の職員が出席しております。よろしくお願いいたします。

それでは、はじめに会議の成立について、事務局よりご報告いたします。本日は、委員12名全員の出席でございます。陸前高田市都市計画審議会条例第5条第2項の規定により、本審議会が成立していることを申し上げます。

本会議につきましては、事務局において後日議事録を作成いたします。つきましては、

署名委員を、鵜浦昌也委員をお願いいたします。

また議事録を作成する都合上、録音をさせていただきますので、ご了承をお願いいたします。

それでは、ここからの進行につきましては、畠山会長をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

(3) 議事

【審議】

議案第1号 都市計画公園の変更について

○畠山会長

それでは、令和元年度第1回陸前高田市都市計画審議会の審議を進めてまいりますので、委員の皆さんのご協力をお願いいたします。

次第に従いまして、「3 議事」から進めてまいります。議案第1号「都市計画公園の変更について」以上について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（永山課長補佐）

それでは、都市計画課の永山から資料の説明をさせていただきます。座って失礼します。配布資料の資料1をご覧ください。開いていただきまして、1 ページでございます。「この度の都市計画の変更について」とありますが、東日本大震災で被災した高田松原公園付近につきましては、高田松原津波復興祈念公園の整備に向けて、平成25年の2月に岩手県が都市計画決定を行い、今国、県、市で整備をすすめてきているというところがございます。今回今年度の一部供用開始を秋ごろに予定しておりますけれども、これに先立ちまして周辺状況を踏まえて、都市計画の変更を行い、都市計画公園に5・5・1号高田松原公園を追加するものです。

「1 都市計画公園に関する経緯」が先ほど申し上げましたけれども、震災後は平成25年2月に都市計画公園全体の変更と書いてございますけれども、もともと震災前にあった5・6・1号高田松原公園というものを9・6・1号高田松原津波復興祈念公園、岩手県の決定というものに変更している経緯がございます。市の決定と県の決定とややこしいのですが、後ほど説明いたします。

「2 住民説明会及び案の縦覧、意見書の受付の経緯」でございますが、住民説明会を5月31日、6月1日に行っておりまして、その後案の縦覧を6月14日から28日に行いました。今回意見書の提出はなかったところがございます。

「3 その他」でございますが、今回市の公園の決定ということでご説明させていただ

きますけれども、併せてこれまで岩手県の決定ですすめてきたと最初に申し上げましたが、その県が決定している9・6・1号高田松原津波復興祈念公園については県の方で変更を行いまして、今回市の公園を設定する区域については県の公園から除外するというような手続きを行うものですすめていきます。

それでは2ページです。本題に入りまして、「議案第1号 都市計画公園の変更について」都市計画公園を次のとおり変更するため、都市計画法の規定により、審議を求める。というところでございます。

次のページ3ページでございます。「1 都市計画公園」ですけれども、都市計画公園とは、公園の中で、長期的視点から計画的な整備を行う必要があり、また計画調整や地域社会の合意形成を図るために都市計画に位置付けるものでございます。

「2 変更の目的」ですけれども、市が災害復旧事業で整備する高田松原公園について、今回市が新たに都市計画決定を行うものでございます。

「3 都市計画公園の案の内容」ですが、種別は総合公園というような表現になっております。説明は下の方に書いてございますのでお目通しください。名称はそのとおり。面積が20.9haとなっております。なお、先ほど市の決定と県の決定とここには書いてございますけれども、県が整備するものの中である程度の面積が大きいものについては県が決定する、市が整備するものについては市が決定するというような区分けがございまして、今回市の方で新たに高田松原公園を指定しますし、県の方では元の公園を変更するというような形になります。

次のページからがいわゆる法定図書と呼ばれているものでございます。4ページは総括図、5ページは計画図というものになっています。計画図で県の公園との関係について説明しますが、少し分かりづらいですけれども、新たに赤い線が市の公園になります。一方でオレンジ色の線、もともと高田松原があったところですが、あるいは少し赤い高田松原公園の西側にも飛び出ている部分があります。これは川原川とシンボルロードの間のエリアになり、こういったところも県の公園になるようなことになってございます。6ページは計画書でございます。

念のためですね、参考資料でお配りしている説明会の資料をご覧ください。その中で5ページをご覧くださいませるか。5ページが岩手県の公園の変更全部を示しておりまして、黄色いエリアが変更前の県の公園でした。今運動公園を予定しているところを残して赤いラインが新しく県の公園になるところです。一方でその資料の3ページを見ていただきまして、市の公園が今回運動公園を整備するというような形になっております。ですの

で、3ページと5ページの赤いエリアを合せると大体祈念公園全体になるというような役割分担になるというところがございます。補足説明をふまえて資料の説明は以上でございます。

○事務局（戸羽部長）

事務局からの説明は以上になりますが、審議に入ります前に、全員で現地を確認し、この場に戻ってから審議に入りたいと存じます。現地確認の時間は概ね30分程度を予定しております。事務局が誘導しますので、ご移動をお願いします。

（現地確認を実施）

○島山会長

皆様お疲れ様でした。それでは審議に入ります。「議案第1号 都市計画公園の変更について」、質問、意見はございませんでしょうか。

○鶴浦委員

先程の説明ですと県の都市計画から除外して市の都市計画公園にという話でございました。ここで資料1の6ページの備考欄にある各施設がございますが、これは全て市が維持管理をしていくということよろしいでしょうか。

○事務局（永山課長補佐）

そのとおりでございます。

○鶴浦委員

備考欄にある各種施設ですが、完成して使用開始時期はいつごろになりますでしょうか。

○事務局（戸羽部長）

年度内いっぱいには工事がかかるのではないかと考えております。芝の落ち着かせ方等をみながら来年の5、6月あたりに使えるようになるのではないかと。工事の資材や東京オリンピックの関係で工期の遅れが話題になっておりますが、今のところは基本的に3月までに完成ということですすめております。

○木村委員

今の質問に関連してですけれど、運動公園の今後の維持管理費はきちんと考えておられるのでしょうか。

○事務局（戸羽部長）

整備にあたっては、基本は災害復旧ということで国費で整備いたします。施設の拡張部分については、陸前高田市は過疎地域に指定になったことにより過疎債、いわゆる起債を財源としております。維持管理費については、基本的には単費となっておりますので、今

年度において維持管理費を見込んで市の財政計画に組み込んでおりますので、大丈夫というところで考えていただいて結構でございます。

○木村委員

うちの店の前の外に芝があるのですが、ある程度手を加えないと大変なことになるので心配だったので質問してみました。

○事務局（戸羽部長）

面積が膨大なので手を加えていかないと駄目なのかなと思っております。野球場やサッカー場の天然芝についてもある程度刈り込みをしないと雑草が生えてきますので、いろいろな方にご協力いただきながらやっていければと考えているところです。

○畠山会長

他にございませんか。

○佐々木一義委員

関連してですけれど、各種施設は体育協会等に委託して管理する方法を考えておられるのでしょうか。

○事務局（戸羽部長）

市職員がそこに配置されて直接管理するというのではなくて、どちらの団体になるのかこれからになりますけれども、夢アリーナは体育協会に管理をお願いしておりますけれど、そういった形で委託することになるかと思えます。

○佐々木一義委員

広い施設が多種多様にありますので、きちんとした管理をしていただければと思います。

○畠山会長

他にございませんか。他にご質問、ご意見等がないようですので、お諮りいたします。「議案第1号 都市計画公園の変更について」、議案の通り承認し、岩手県知事に協議することとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声）

○畠山会長

それでは異議なしと認め、議案の通り承認します。

次に、議事の「その他」ですが、委員の皆様から、何かございますか。

（「なし」の声）

事務局からは何かありますか。

○事務局（戸羽部長）

事務局もございません。

○畠山会長

それでは、以上で本日の議事を全て終了します。ご協力ありがとうございました。進行を事務局にお返しします。

(4) その他

○事務局（戸羽部長）

畠山会長、ありがとうございました。次第の4のその他でございますが、先ほど市の都市計画公園として決定するという事で高田松原公園について議決をいただきました。ありがとうございました。県も同じような形でこの高田松原公園を県のエリアから除くという県の都市計画審議会が7月29日の月曜日にあります。そちらで県の分は決定するという手続きになるかと思えます。

今後都市計画審議会は今のところ予定はしておりませんが、今後いろいろな事業の進展により皆さまにお諮りすることになりますので、よろしくお願ひします。

なお、委員の任期についてですが、学識経験者の皆様は2年の任期となっております、11月18日までとなっております。議員の皆様については9月10日ということで、改選期に合せた形となっております。土木センターの所長さんにつきましては年度ということで来年の3月31日までとなっております、それぞれ分野によって委嘱している任期が違いますので、審議会開催前に任期が満了となり、新しい体制ということになるかもしれませんが、よろしくお願ひします。事務局からの「その他」は以上でございます。皆様から何かございますか。

○佐々木一義委員

前回の都市計画審議会で景観条例のことで話が出たのですが、ネットの高さの制限は12mということで回答をいただきました。今見ますとネットより照明が高いですね。それであればその際に言ってほしかったですし、実際自分たちが審議していた景観計画の基準を超えたものができるということを疑問に思い、意見させていただきました。

○事務局（戸羽部長）

ありがとうございました。おそらく防球ネットという視点でお答えしたと思うのですが、確かに照明棟は30m位の高さのものが4棟ありますが、本当は40m位の高さで6棟あれば球場としてはいいのでしょうか、災害復旧ということで震災前の4棟となっております。その分ライトの照度を上げてカバーするという事でやっておりました。話題とすれば防球ネットという話だったかもしれませんが、全体を通した中で説明し

ていきたいと考えておりますので、貴重なご意見ありがとうございました。

○木村委員

以前この会議の中で中心市街地の用途変更に関して私が質問したことがありました。一部の土地が準工業地で他は全部商業地ということで、今後いろいろな事業所が来て商業地でまずいというような場合が想定されるので、どうかという話で質問しましたら、その都度用途変更をしますとのお答えをいただいたので安心しましたが、聞くところによりますと区画整理事業が全部終わらないと用途変更が一切できないと聞きましたので、今年まちづくり会社ができまして地主さんと事業者さんとのマッチングとういことがあって、商業地で来たいけれども来れないというところが気になりましたので、その辺のところはどのようなのでしょうか。

○事務局（岡本副市長）

前回そのお話をいただいたとき、基本的には用途変更についてはその都度変更したいと思いはあるのですけれども、区画整理の清算、区画整理事業が続いている中でそこを用途変更して商業地を工業地に変えると、いわゆる価値が変わってくると面積も変わってしまうので、仮換地をしていただいておりますけれども、正直言って区画整理の清算が終わる前に用途を変えるというのは厳しいのが現状でございます。ただ県ともいろいろな話をしているのですが、その用途の中の特別な事由がある場合は、その用途の制限を超えて建てることのできるようなものも制度として一応あります。ただそれは特別な事由がある場合になるのですけれども。そういったものを適用を考えながら、個別の方々のご意向には応じていきたい。当然委員ご指摘のとおり、なるべくたくさんの方々に来ていただきたいということもありますので、他のところも含めてせっかく来ていただいているのに用途が駄目なのでお帰りくださいというわけにはいかないと思います。まずはかさ上げ地のところをできるか考えていきたい。どうしても厳しければ、かさ上げ地でないところでできないかとか。何とか個別の方々との協議の中でやっていきたい。中の方に進出していただけるようなこともしていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○事務局（戸羽部長）

その他ございませんか。

（「なし」の声）

(5) 閉会

○事務局（戸羽部長）

それでは以上をもちまして、令和元年度第1回都市計画審議会を閉会させていただきます

す。ありがとうございました。今後ともよろしく願いいたします。

午後 3 時 4 5 分 散会